

第2章 保存管理計画

1 保存状況

(1) 現在の保存状況

昭和9（1934）年から昭和12（1937）年に完成した校舎は教育環境の充実や維持管理等による改造があったが、大きな用途変更はない。また、令和の改修工事においては、当初の設計に基づき創建された当初の状態を維持・復原するよう配慮してきた。

そのほかにも日常のメンテナンスや計画的補修を行いながら90年余の歳月を経て現在に至る。改造と保存事業の詳細は「第1章3(2)エ主な改造時期とその内容」、「第1章4(1)保存事業履歴」に示している。

重要文化財建造物3棟は現在も教育施設として使用している。経年劣化が進んでいるが、令和の改修工事により全般的に破損・劣化箇所の修理が完了している。それぞれの建造物ごとに保存状況に関する現状調査を実施した結果について第2章に記載する。

(2) 管理状況

ア 管理体制

現在、西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）の保存管理者は、西脇市教育委員会であり、施設や設備の運用管理を統括している。施設全体の現状把握、建設会社に発注する工事の管理を行うとともに工事の履歴、事故、災害、防犯等に関する記録を一元管理している。今後の管理体制についても、引き続き、西脇市教育委員会が統括する。

イ 連絡体制

学校防災マニュアルを作成の上、連絡体制を規定している。

また、土日祝日及び夜間は機械警備により安全管理、防災対策を行っており、機械警備会社から西脇市教育委員会・学校への連絡が行われる。緊急時における連絡体制は、図2-1、図2-2のとおりである。

ウ 管理の方法

重要文化財建造物を含む敷地内の建造物について、機械警備・樹木の維持管理・設備の法定点検等に関する業務をそれぞれの専門業者に委託している。

今後の管理方針については、令和6年度に西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画を策定し、西脇小学校の利用状況や劣化状況等を把握するとともに、施設整備の時期を設定し、計画的な保全を行う。

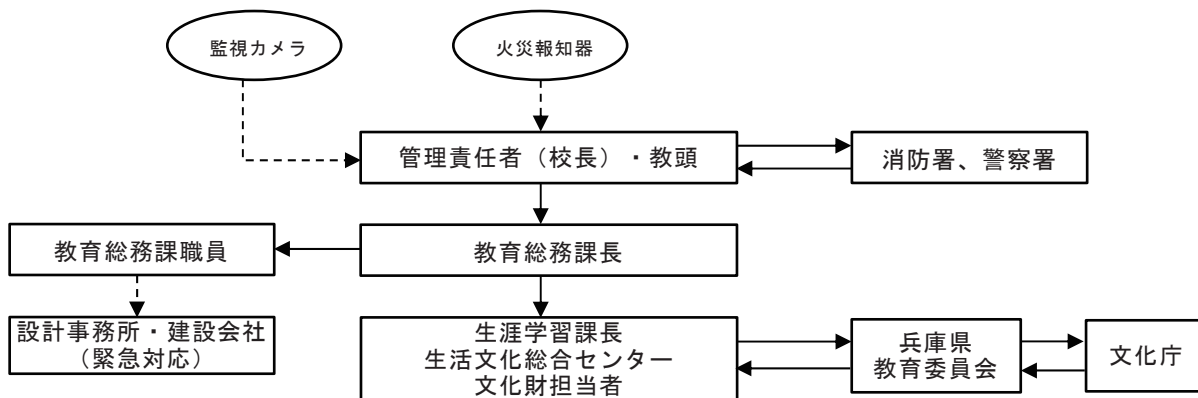


図2-1 勤務時間帯の緊急連絡体制図

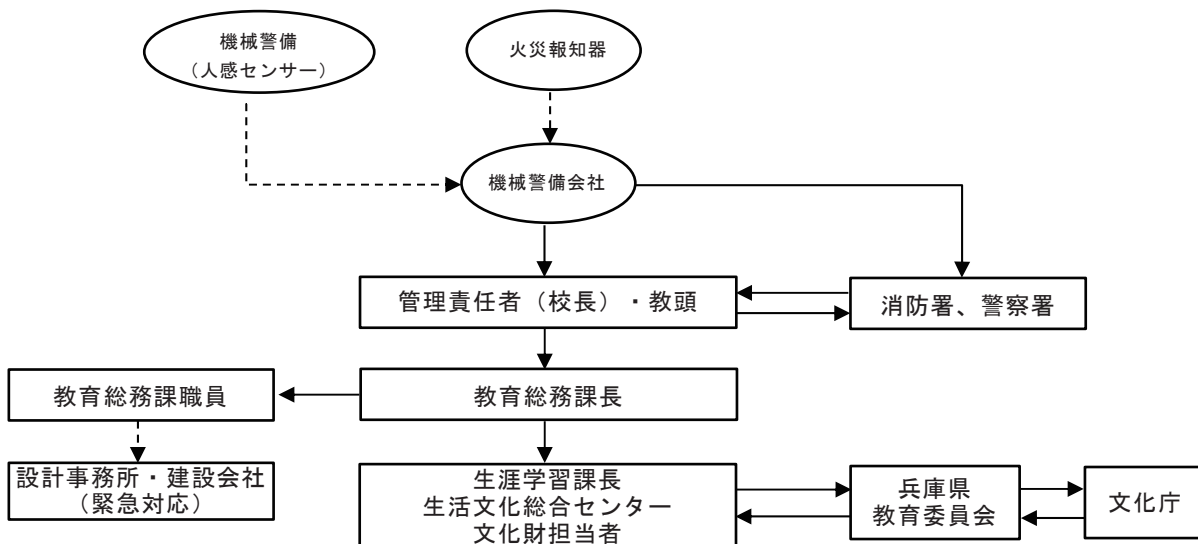


図2-2 勤務時間帯以外の緊急連絡体制図

2 保護の方針

重要文化財指定時の姿を保持することを基本方針とする。

本計画においては、令和の改修工事の結果を踏まえ、保存及び保全された部分（教室、廊下、階段、その他の部屋など）の意匠や材料は今後も維持していくことを基本方針とした。令和の改修工事及びそれ以前の改修工事により整備、改変された部分（便所、コモン、保健室、界壁を撤去して2室を結合した集会室や屋根部分、外部便所、渡廊下など）についても同様の方針とするが、改変・新設した部分については意匠に配慮した上で修理、改造等の変更を可能とした。詳細については意匠と当初材料の残存状況を考慮し、部位ごとに保護の方針を定めることとした（第7章1参照）。

なお、重要文化財に指定された校舎及びその附属施設、校舎間の外部空間（中庭）については、現役の教育施設として、教育環境の変化に柔軟に対処する必要があることから、今後生じる可能性のある児童数の変動や支援が必要な児童の増加を見据え、また教育内容の変化等についても可能な限り予測に努め、対応が可能な保護の方針を決定する。

また、西脇小学校で学ぶ児童や教職員だけでなく、通学区域外の児童や西脇市民を含めた教育・文化活動の場として活用されることも想定し、さらに広く日本の稀少な教育施設の事例として県内外から見学を希望する訪問者にも対応できるように保護・管理の方針を定めることとする。

建造物及び部屋ごとの部位の設定及び保護の方針については、第7章1に一覧表形式にまとめ、一括して掲載する。

その他、以下保存の課題に対する対策を行う。

・児童・教職員への建物の使用方法・床材のメンテナンス方法の指導

学校施設は、児童、教職員にとって学習、生活の場となる。建物の使用方法・床材のメンテナンス方法については、学校教育への支障が生じることがないように、西脇市教育委員会と西脇小学校教職員等で十分な協議をしたうえで、令和6（2024）年度中にマニュアルを作成し、関係者への配布・説明を行うことを予定している。

・教室の廊下側の建具の劣化

劣化が見られる箇所については修理を継続的に行う。

・金属部分のさび防止

劣化が見られる場合は塗り替えを行う。

・大雨の際の玄関ポーチ屋根樋の排水

第2章3(2)管理方法に記載のとおり、定期的な清掃・補修を行う。

・校舎内への鳥の侵入

つばめ等の巣が見られた際には、その都度掃除を行い対応する。

・インクルーシブ教育としての施設整備・特別支援学級の増加への対応

RC校舎の利用、普通教室への可逆的な間仕切りの設置等にて対応する。

(1) 部分の設定と保護の方針

令和の改修工事で行われている保護の状況について、まず平面上で部分（教室、廊下、階段、その他の部屋など）を選別して保護の方針を定める（図2-3-1～2-3-4参照）。さらに外観と内部について主要部位ごとに保護の方針を定める（図2-5-1～2-5-4、第7章参照）。

また、東西便所については主要構造の補足や界壁の変更を行っているが、当初の垂木・化粧裏板や柱の一部、外観は維持されているので、形状・材質・仕上げ・色彩等を保存する部位と意匠に配慮し変更する部位に区分して保護していくことを方針とする。

3棟の校舎と渡廊下、東西便所の主要構造等の保護については、令和の改修工事が必要な補強や腐朽、欠損部分について必要な修理を行っているので、見え掛かりの部位以外は当面の保護を必要としないが、一部真壁構造として露出している隅柱や室内側の柱については当初材と後補材の区別を行いながら保護の方針を決定する。

小学校のような教育施設においては、日常的に利用している児童と教職員の活動においてガラスの破損や建具の不具合等が多く発生することが予想されることから、部位の中でも日常的な活動の結果として不具合の生じやすい部位や毀損部の保護の方針を別途共通の保護の方針としてまとめる。

なお、令和の改修工事にて建設当初の状態から大きな変更を行っている便所、保健室等については、新たな界壁を設け、表面の化粧材を変更している。新規界壁及びその仕上げ、エレベーターを含めた新規設備については指定外である。各室の主要構造材は当初のまま保存されており、建設当初の状態に戻すことは可能であるので、主要構造材を保護の対象として部位ごとにその取扱いを定める。以下、図2-4-1～2-4-5に指定内・指定外の箇所について記載した。

ア 保存部分

保存部分は、文化財としての価値を守るために厳密な保存を行う部分とする。本計画では主として、竣工当初の意匠・材料等を有する、各教室・廊下・玄関等を保存部分とした。

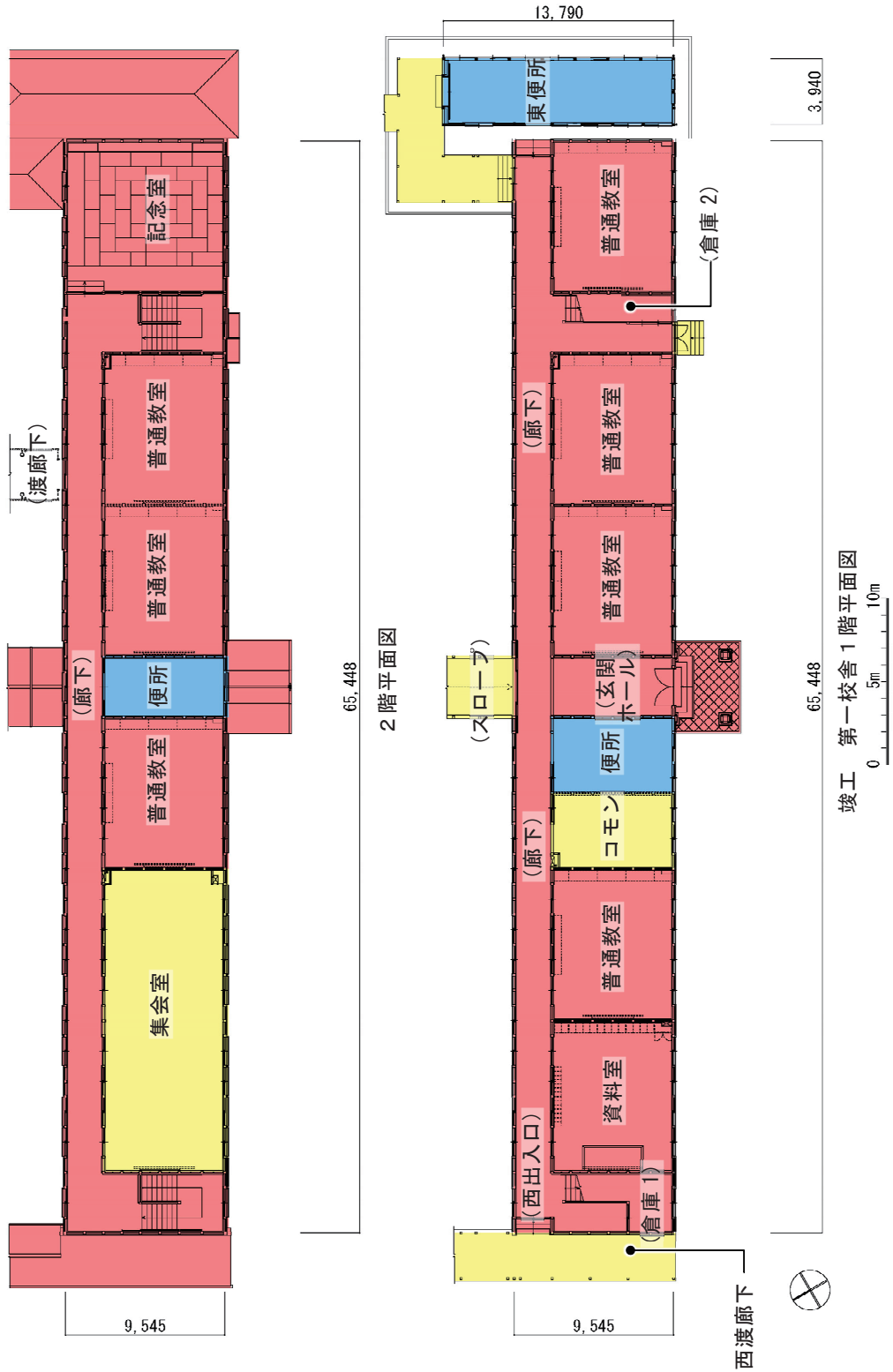
なお、外観上は壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常見ることのできる範囲については、公共の文化財という観点から原則として保存、又は保全部分とした。

イ 保全部分

保全部分は、現状の維持及び保全を行う部分とする。本計画では主として、竣工当初の意匠から一部変更した集会室・コモン等を保全部分とした。

ウ その他部分

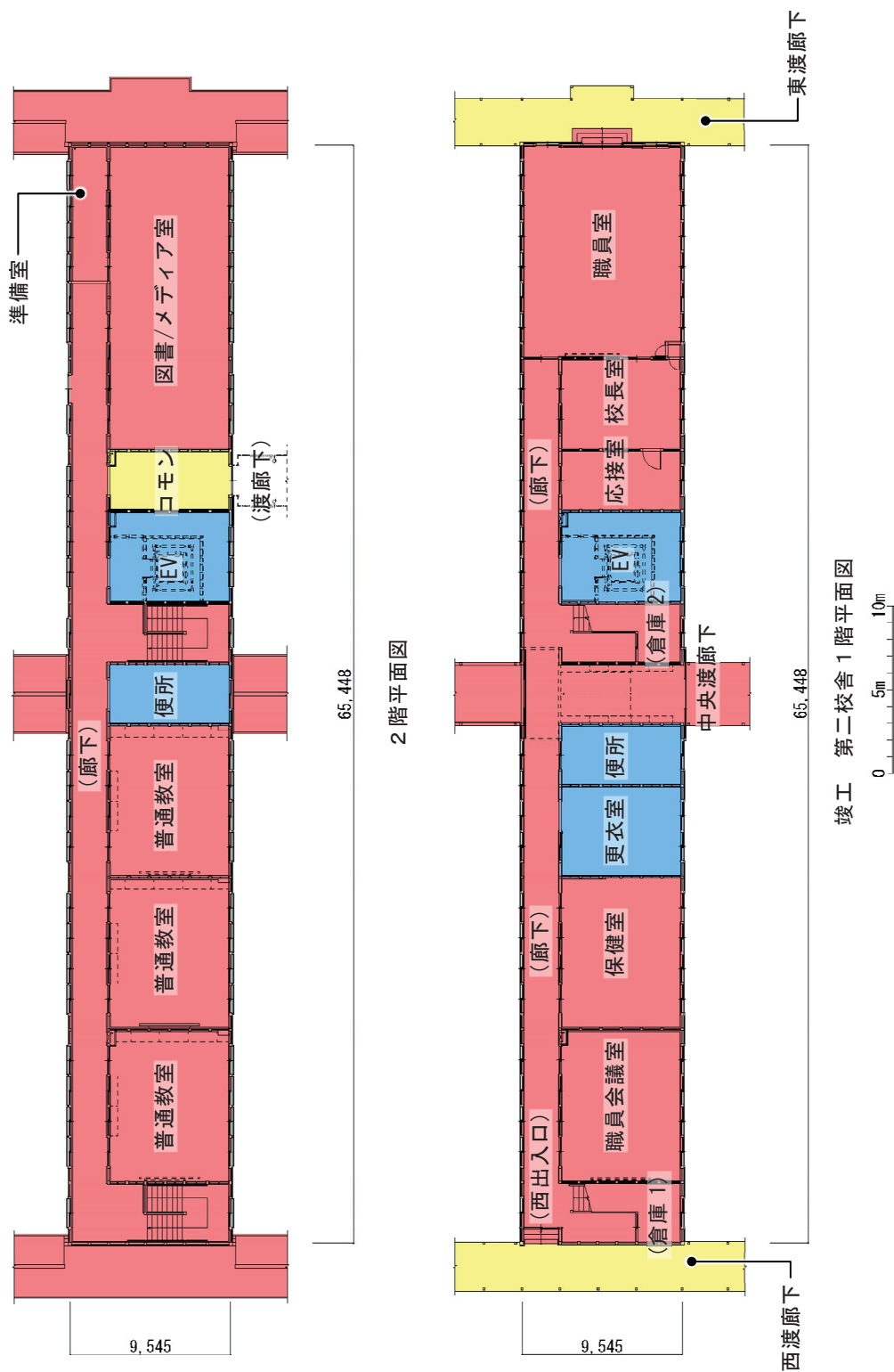
その他部分は、活用又は安全性向上のための改変や改修が予想される部分とする。本計画では主として、竣工当初の意匠から大きく変更した便所・EVホール・更衣室等をその他部分とした。令和の改修工事で新設された間仕切りや設備（受信機等の防災機器や照明器具）、スロープ、エレベーター、ブリッジは指定対象外である。



- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

※新規間仕切り壁・設備・家具等(点線表記)は指定外

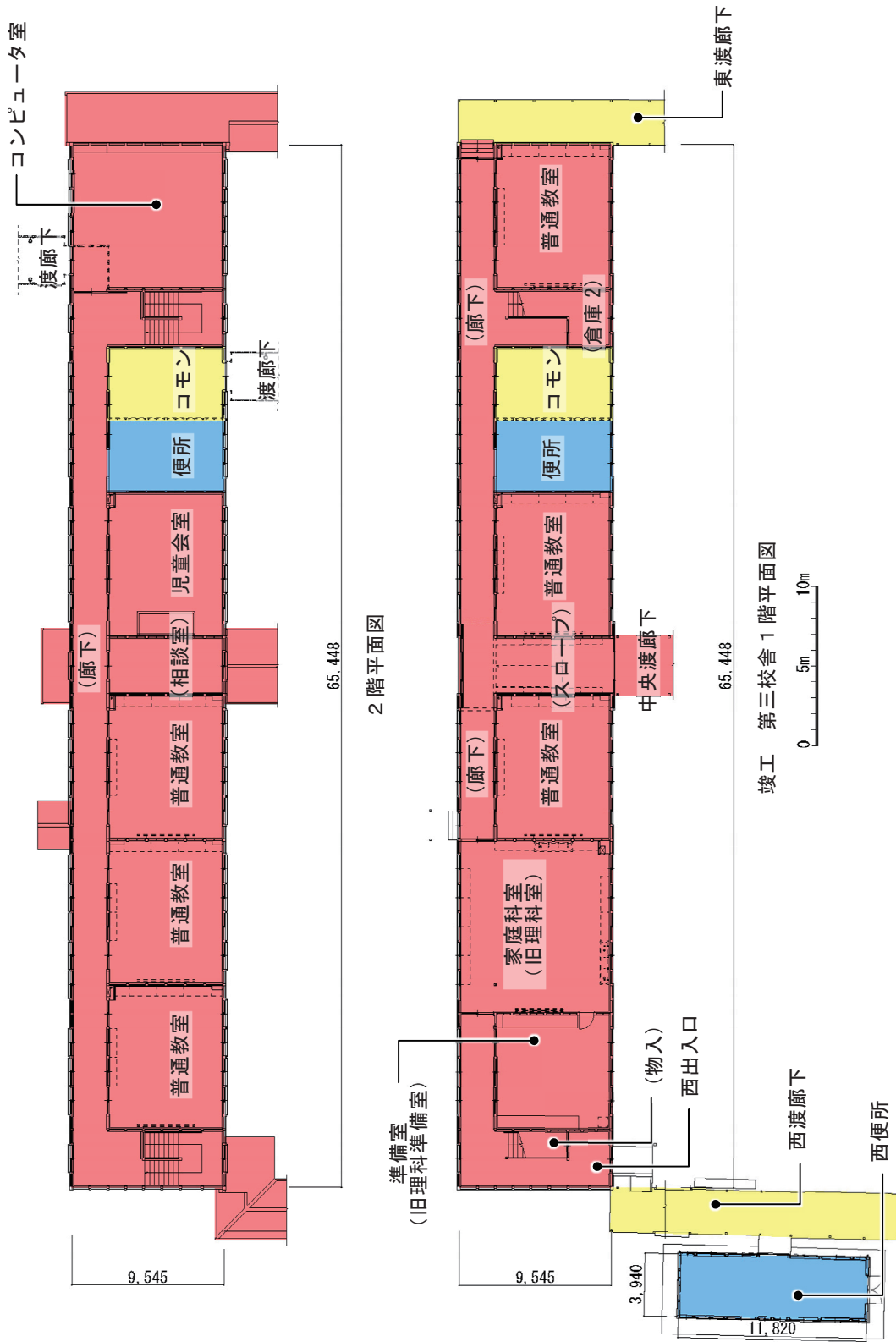
図2-3-1 重要文化財建造物の保存状況(部屋別) 1



- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

※新規間仕切り壁・設備・家具等(点線表記)は指定外

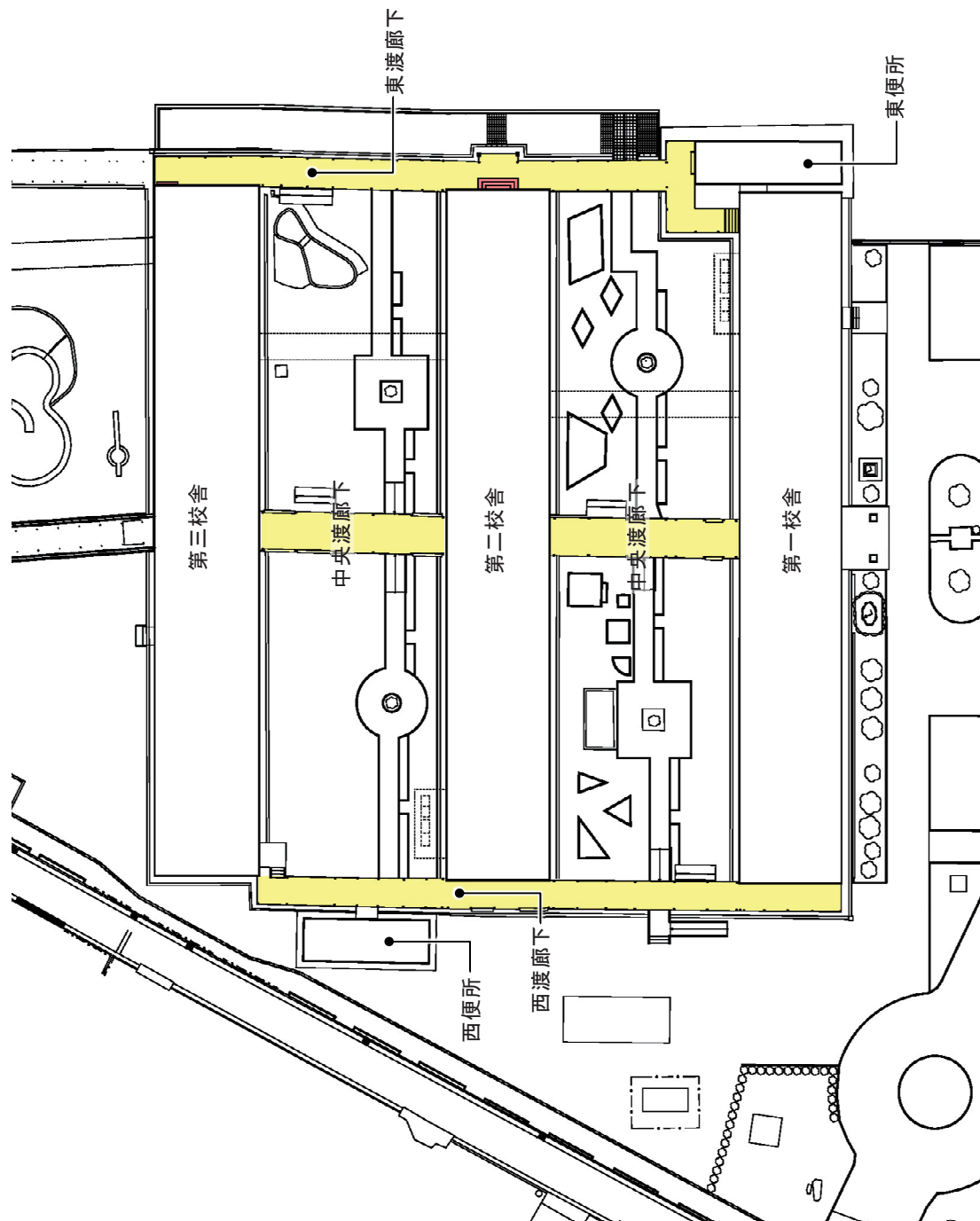
図2-3-2 重要文化財建造物の保存状況(部屋別) 2



※新規間仕切り壁・設備・家具等(点線表記)は指定外

- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

図2-3-3 重要文化財建造物の保存状況(部屋別) 3



※新規間仕切り壁・設備・家具等(点線表記)は指定外

- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

図2-3-4 重要文化財建造物の保存状況(部屋別) 4

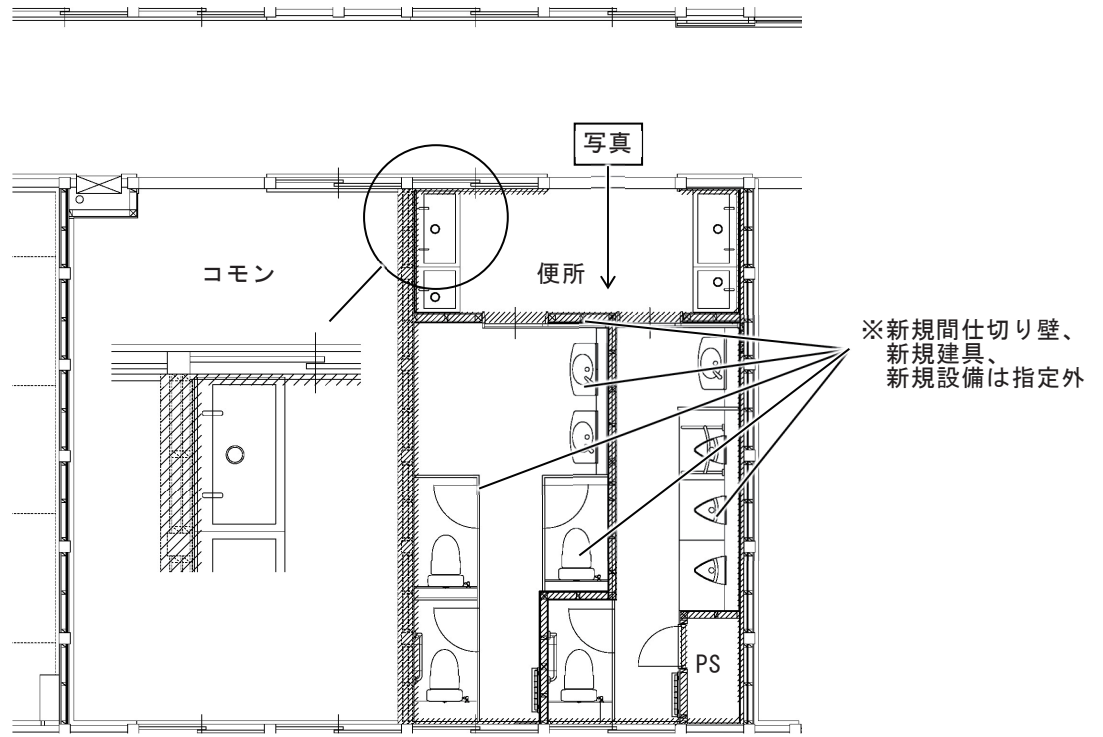


図2-4-1 文化財指定内・指定外区分1(第一校舎1階)

凡例
▨ : 重要文化財指定外



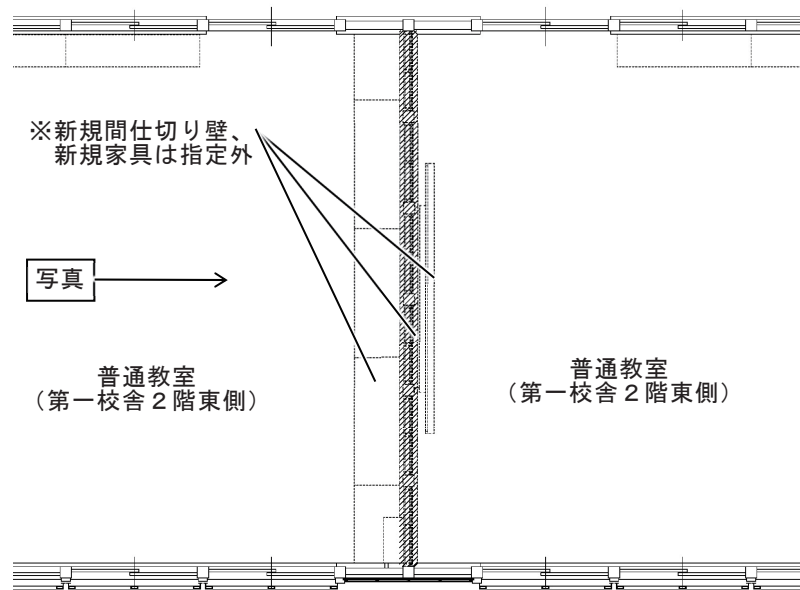


図2-4-2 文化財指定内・指定外区分2 (第一校舎2階)

凡例

▨ : 重要文化財指定外



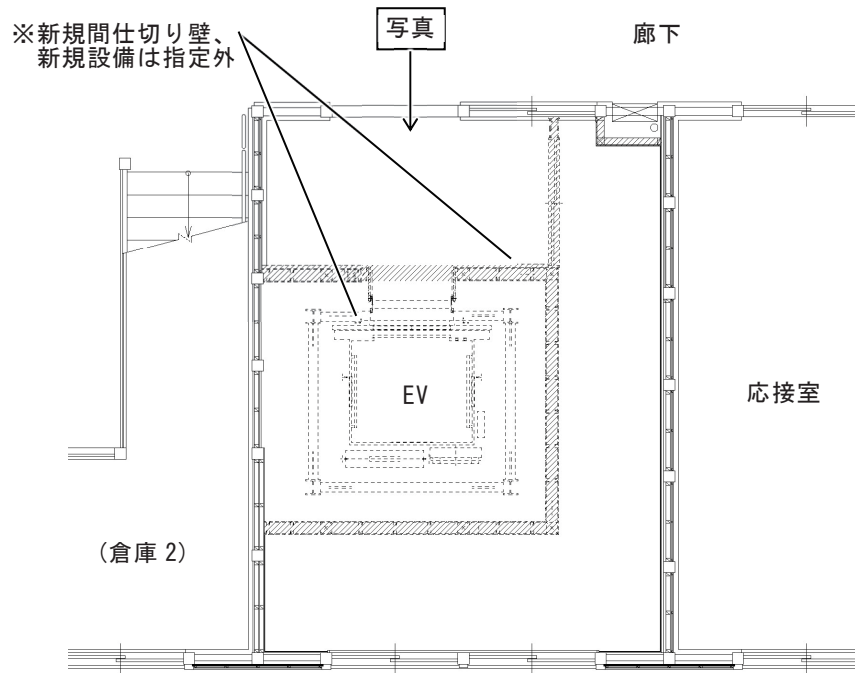


図2-4-3 文化財指定内・指定外区分3(第二校舎1階)

凡例

▨ : 重要文化財指定外



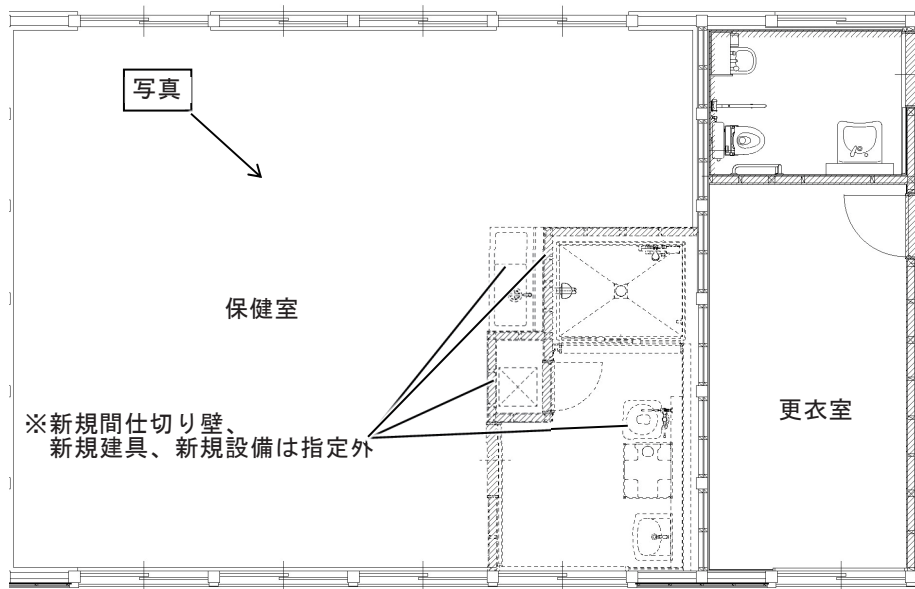


図2-4-4 文化財指定内・指定外区分4(第二校舎1階)

凡例

▨ : 重要文化財指定外



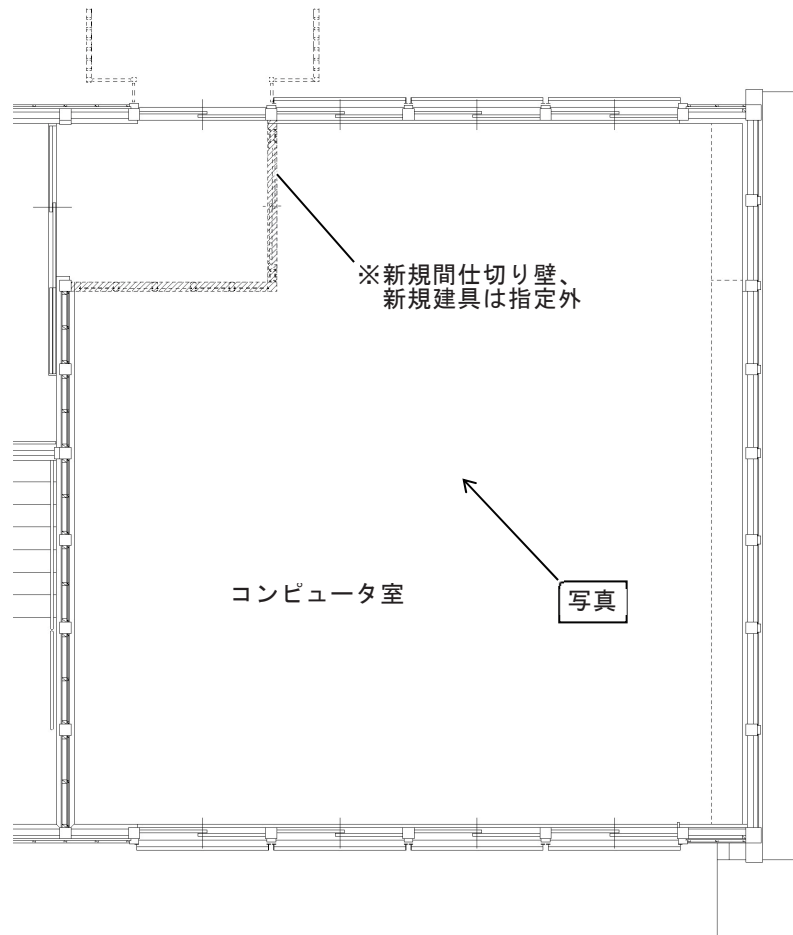
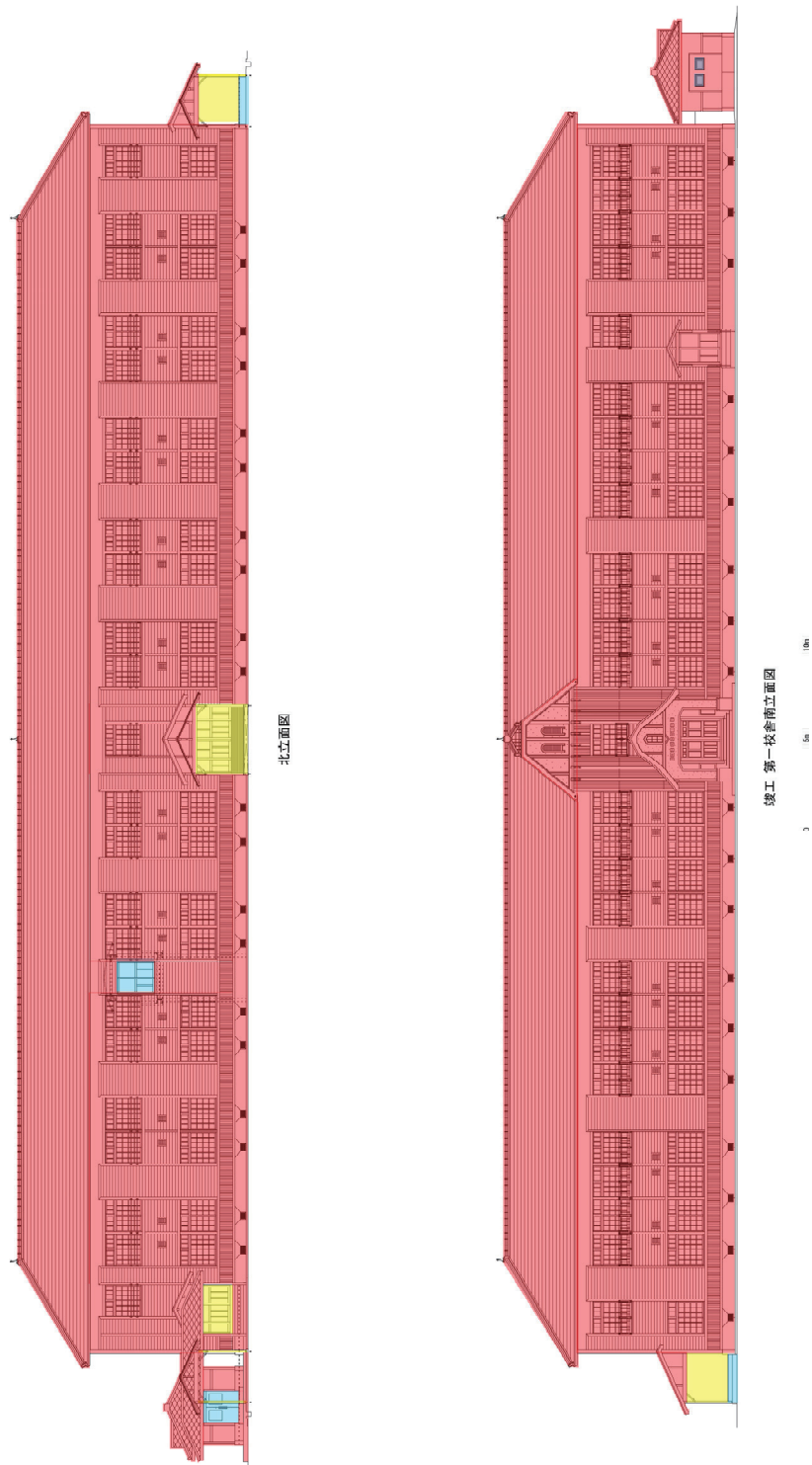


図2-4-5 文化財指定内・指定外区分5(第三校舎2階)

凡例
▨ : 重要文化財指定外





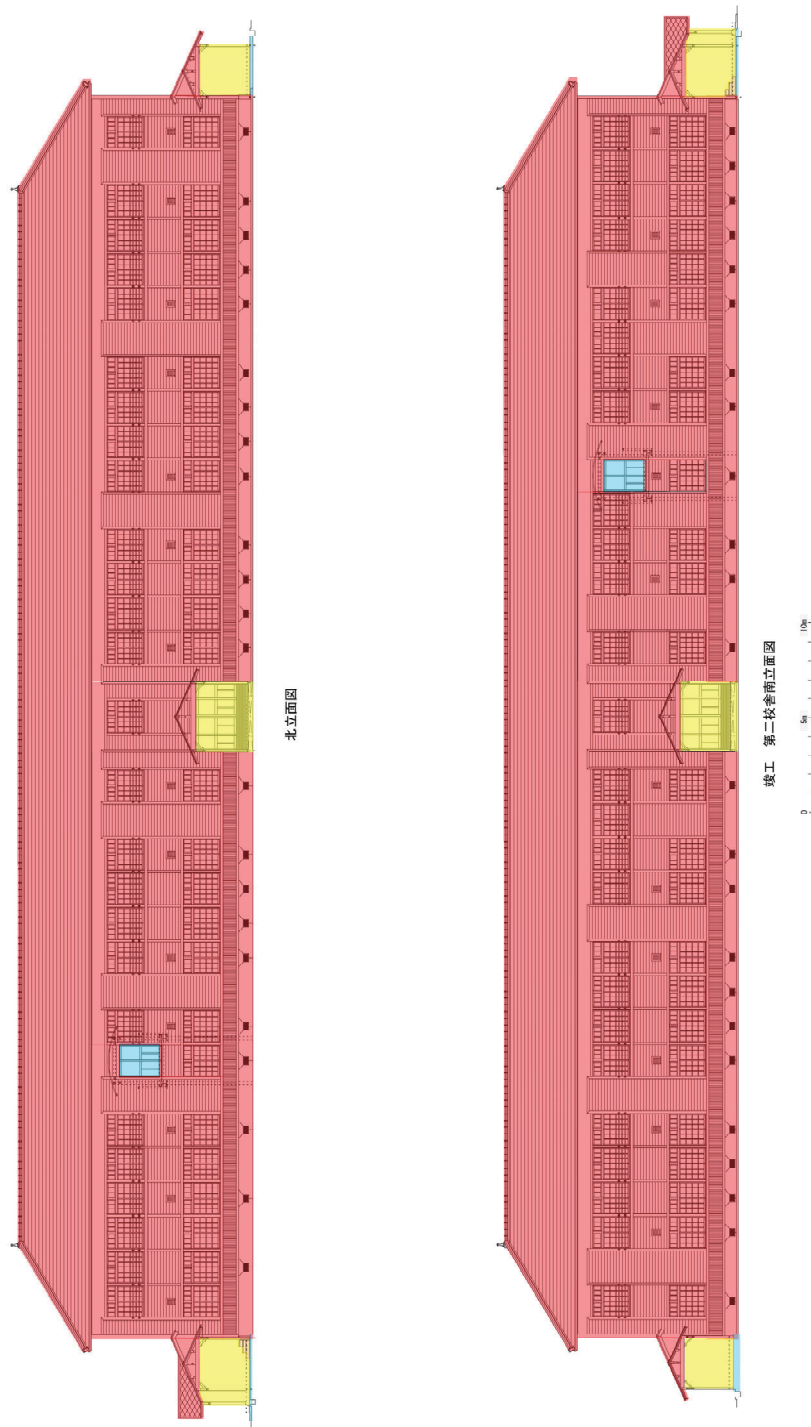
- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

図2-5-1 重要文化財建造物の保存状況(外観) 1



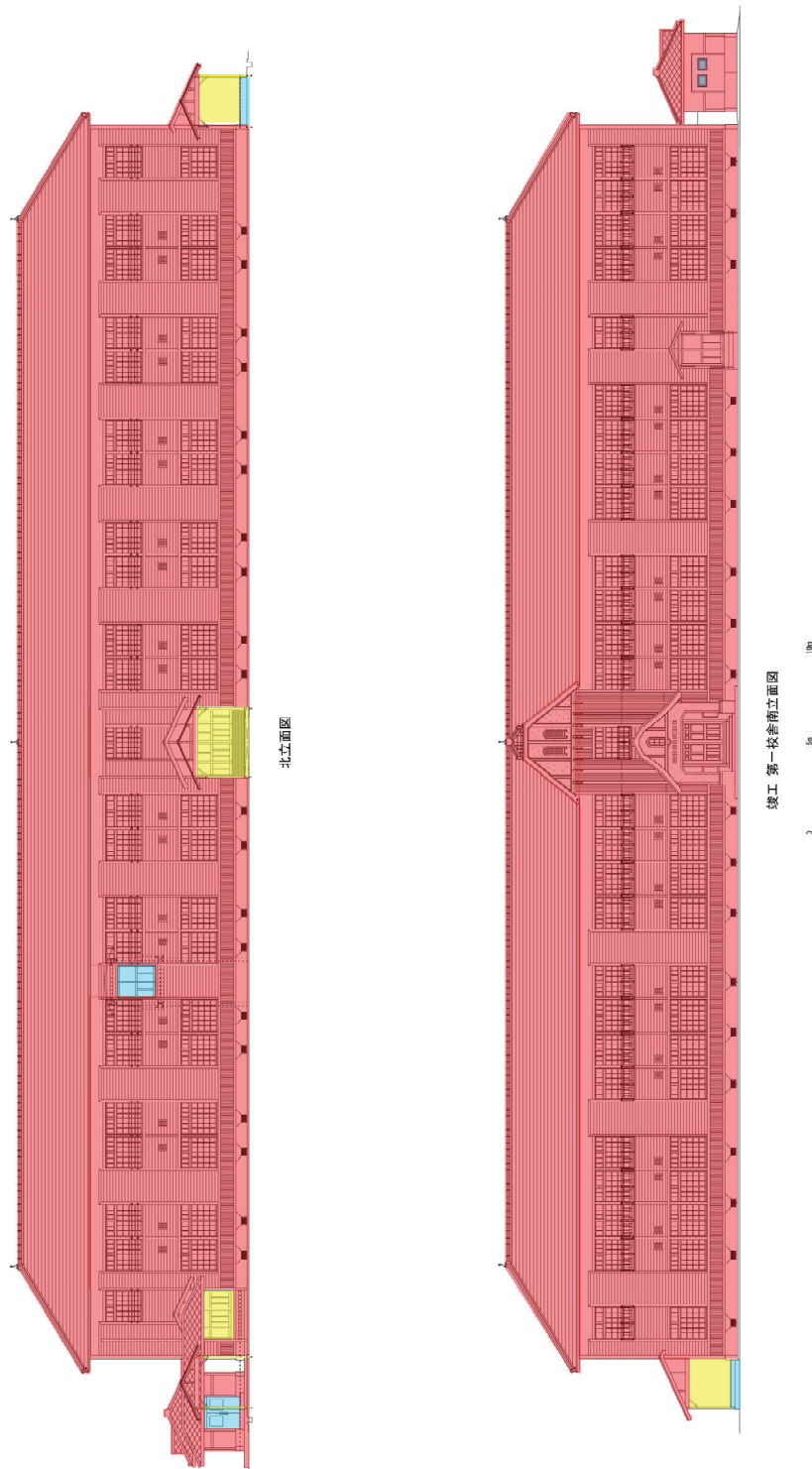
- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

図2-5-2 重要文化財建造物の保存状況(外観) 2



- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

図2-5-3 重要文化財建造物の保存状況(外観) 3



- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

図2-5-4 重要文化財建造物の保存状況(外観) 4

(2) 部分の設定と基準について

保存部分は、主に部位の設定における基準1又は基準2に該当する部位により構成される（一部基準3も含む）。

保全部分は、主に部位の設定における基準3又は基準4に該当する部位により構成される。

その他部分は、主に部位の設定における基準4又は基準5に該当する部位によって構成される。

(3) 部位の設定と保護の方針

部位とは、一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。

ア 部位の設定

部位については以下のとおり、基準1から基準5までに区分し、それぞれの保護の方針を定める。

(ア) 基準1

材料自体の保存を行う部位。主要な構造に係る部材、当初の部材等を指す。

(イ) 基準2

材料の形状、材質、仕上、色彩の保存を行う部位。定期的に材料の取替え・補修が必要な部位

(ウ) 基準3

主たる形状及び色彩を保存する部位。活用又は補強等のため、特に変更が必要な部位、保存部分との調和が求められる部位。

(エ) 基準4

修理、改造等の変更の際に、意匠上の配慮を必要とする部位

(オ) 基準5

所有者等の自由裁量に委ねられる部位

前述のとおり、令和の改修工事を経た結果、教育環境としての便益性と教育環境整備を考慮しなければならなかった変更部分とそれまでの改修により損なわれていた部分以外は、本計画の指針となっている基準2以上、ないしは部分的には基準3の保存がなされている。

イ 部位の区分と保護の方針

部位の設定に当たっては、以下のことに留意した。

(ア) 保存部分にあっては、装飾が施される等、意匠上の配慮が必要とされる部位や特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成する部位等については、原則として基準1とする。また、材料の取替えを伴う修理を定期的に行う部位については基準2とし、活用又は補強等のため特に変更が必要となる部位に限り基準3とする。

(イ) 保全部分では、保存部分との調和が必要な部位については主として基準3とし、活用又は補強のため特に変更が必要な部位で保全への配慮が必要な部位を基準4とする。なお、特に保存が必要な部位が存在する場合には、基準1又は基準2として対応する。

(ウ) その他部分にあつては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とする。

(エ) 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。

表2-1 部分、部位による保護の方針と各項目対照表

部分 部位	保存部分 構造上特に問題を有する 場合を除いて、壁、 柱、床、梁、屋根等の 主要構造部及び通常望 見できる範囲は、公共 の文化財という観点か ら保存部分	保全部分 維持及び保全すること が要求される部分	その他部分 活用又は安全性の向 上のために改変可の 部分
基準1 材料自体の保 存を行う部位	<ul style="list-style-type: none"> ・当初からの装飾があ り、意匠上の配慮が必 要な部位 ・特殊な材料又は仕様 で保存を行う部位 ・主要な構造を構成す る部位 		
基準2 材料の形状、 材質、仕上、 色彩の保存を 行う部位	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の形状、材質、 仕上等の保存を行う部 位 ・色彩の保存を行う部 位 		
基準3 主たる形状及 び色彩を保存 する部位	<ul style="list-style-type: none"> ・活用又は補強のため に特に変更が必要な部 位 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損等が生じるおそ れがあるため、定期的 な材料の取替え・補修 等が必要な部位 ・保存部分との調和を 目指し面的に広がる部 位 ・主たる形状及び色彩 を保存する部位 	
基準4 修理、改造等 の変更に伴っ て、意匠上の 配慮を必要と する部位		<ul style="list-style-type: none"> ・活用又は補強のた め、特に変更が必要な 部位 ・保存部分と視覚的に 一体、又は密接な関係 にある部位 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存部分と意匠的 に一体である部位 ・活用又は補強のた め、特に変更が必要 な部位
基準5・指定 外 自由裁量に委 ねられる部位			<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の自由裁量 に委ねられる部位

3 管理計画

(1) 管理体制等

- ・建物及びその敷地は、継続して西脇市（教育委員会）が所有する。
- ・管理範囲は、旧西脇尋常高等小学校の校内全域を対象とする。
- ・西脇市教育委員会・西脇市立西脇小学校の主な業務内容等は、下図のとおりとする。

西脇市 教育委員会	維持管理に係る予算措置・方針・計画の策定 条例等に規定する手続（申請・届出等） 維持管理に必要な修理・整備の実施 建造物の監守その他、管理の総括
西脇市立 西脇小学校	日常の維持管理 防災・防犯点検、年1回程度の定期点検

図2-12 管理体制

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

(ア) 虫害等・腐朽の防止

・定期点検により虫害等による建造物の被害の早期発見に努め、適切に除去又は復旧を行う。

・腐朽についても同様に、定期点検を行い、必要に応じて腐朽対策を講じる。

(イ) 風水害

・定期点検により風水害による毀損の被害の早期発見に努め、被害の拡大防止に努める。

(ウ) 日常の清掃・整理整頓

・日常的に児童・教職員による清掃・整理整頓を行い、建造物の美化に努めている。

(エ) 校内の巡回による破損・不具合の早期発見

・校長（又は教頭）による校内一巡・異常の確認、教室ごとに決定している火気・施錠責任者（教職員）・用務員による点検を行っている。

(オ) 管理日誌

・異常等があれば管理日誌に記載するとともに適宜西脇市教育委員会に報告を行う。

(カ) 雨樋・側溝の定期的な維持・修理

・令和の改修工事にて新設した部材であるため、水漏れ、破損、へこみのある部分、及び豪雨への対応が不十分な箇所については、小規模な補修・交換を行う。

イ 建造物の軽微な修繕行為

突発的な毀損等が生じた場合には、文化財保護法及び関連法令に従い、速やかに対応する。

過去の修理において、破損等により取替えが必要な部材や塗装の色の根拠になった壁や天井の破片等は、RC棟内の使用していない教室に棚を設け保存している。今後の修理において、取替え材等が発生した場合は、これまでと同様、標本として原則保存する。

4 修理計画

(1) 当面必要な維持の措置

令和の保存改修工事で全面的な機能回復を行ったため、しばらくは大規模な保存修理の計画はない。そのため当面の間は、維持管理の補修に留める。なお、教育活動上必要な整備は、都度対応する。

当面必要と考えられる措置（10年以内に想定される措置）は以下のとおりである。

- ・既存の建具（廊下側窓）の修理
- ・後補の設備の定期的なメンテナンス・修理に伴う、関連部位の修繕

(2) 今後の保存修理計画

第2章 保存管理計画

今後、中長期的に必要と考えられる調査及び保存修理の内容と必要な時期の目安はおおむね以下のとおりである。ただし、西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画に沿って、西脇市内の他の学校と併せて考慮し行う。

- ・各種塗装の彩色の経年劣化部分の現状と同じ仕様による定期的な更新
- ・床塗装（10年後）
- ・中庭の植栽・外構の維持修理（10年後）
- ・外壁塗装（15年後）
- ・雨樋の定期的な修理
- ・屋根の葺替（30年後）
- ・専門家による経年変化の記録調査（地盤・構造・温湿度・漏水等）（時期は必要に応じ検討する）
- ・外壁部材の補修・取替え（30年後）